

- 指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準、指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準、指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準、指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準、指定介護予防支援に要する費用の額の算定に関する基準、指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準及び指定地域密着型介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う介護給付費算定に係る体制等に関する届出等における留意点について（平成12年3月8日老企第41号 厚生省老人保健福祉局企画課長通知）

傍線の部分は改正部分

<p>給付費単位数表注12に該当する場合に「あり」と記載させること。</p> <p>⑩ 「精神科医師定期的療養指導」については、地域密着型サービス単位数表注13に該当する場合に「あり」と記載させること。</p> <p>⑪ 「障害者生活支援体制」については、地域密着型サービス介護給付費単位数表注14に該当する場合に「あり」と記載させること。</p> <p>⑫ 「栄養マネジメント体制」については、介護老人福祉施設と同様であるので、19⑰を準用すること。</p> <p>⑬ 「療養食加算」については、短期入所生活介護と同様であるので、10⑮を準用されたい。</p> <p>⑭ 「配置医師緊急時対応加算」については、介護老人福祉施設と同様であるので、19⑱を準用すること。</p> <p>⑮ 「看取り介護体制」については、介護老人福祉施設と同様であるので、19⑳を準用すること。</p> <p>⑯ 「在宅・入所相互利用体制」については、地域密着型サービス介護給付費単位数表ソに該当する場合に「対応可」と記載させること。</p> <p>⑰ 「小規模拠点集合体制」については、地域密着型サービス介護給付費単位数表ツに該当する場合に「あり」と記載させること。</p> <p>⑱ 「認知症専門ケア加算」については、介護老人福祉施設と同様であるので、19㉒を準用すること。</p> <p>㉑ 「褥瘡マネジメント加算」については、介護老人福祉施設と同様であるので、19㉓を準用されたい。</p> <p>㉒ 「サービス提供体制強化加算」については、短期入所生活介護と同様であるので、10⑰を準用されたい。</p> <p>㉓ 「介護職員処遇改善加算」については訪問介護と同様であるので、2⑧を準用されたい。</p> <p>49 複合型サービス（看護小規模多機能型居宅介護）</p> <p>① 「施設等の区分」については、指定地域密着型サービス基準</p>	<p>介護給付費単位数表タに該当する場合に「あり」と記載させること。</p> <p>⑩ 「日常生活継続支援加算」については、介護老人福祉施設と同様であるので、17⑭を準用されたい。</p> <p>⑪ 「看護体制加算」については、介護老人福祉施設と同様であるので、17⑮を準用されたい。</p> <p>⑫ 「療養食加算」については、短期入所生活介護と同様であるので、9⑩を準用されたい。</p> <p>⑬ 「夜勤職員配置加算」については、短期入所生活介護と同様であるので、9⑨を準用されたい。</p> <p>⑭ 「認知症専門ケア加算」については、介護老人福祉施設と同様であるので、17⑱を準用すること。</p> <p>⑮ 「若年性認知症入所者受入加算」については、介護老人福祉施設と同様であるので、17⑰を準用すること。</p> <p>⑯ 「サービス提供体制強化加算」については、短期入所生活介護と同様であるので、9⑫を準用されたい。</p> <p>⑰ 「介護職員処遇改善加算」については訪問介護と同様であるので、2⑦を準用されたい。</p> <p>46 看護小規模多機能型居宅介護</p> <p>① 「職員の欠員による減算の状況」については、指定地域密着</p>
---	---

- 指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準、指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準、指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準、指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準、指定介護予防支援に要する費用の額の算定に関する基準、指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準及び指定地域密着型介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う介護給付費算定に係る体制等に関する届出等における留意点について（平成12年3月8日老企第41号 厚生省老人保健福祉局企画課長通知）

傍線の部分は改正部分

- | | |
|--|--|
| <p>第171条第8項に規定するサテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所に該当する場合は、「サテライト型看護小規模多機能型居宅介護事業所」と記載し、それ以外の場合は「看護小規模多機能型居宅介護事業所」と記載させること。</p> <p>② 「職員の欠員による減算の状況」については、指定地域密着型サービス基準第171条に定める基準を満たさなくなった場合は、欠員該当職種を記載させること。</p> <p>③ 「訪問看護体制減算」、「看護体制強化加算」及び「サテライト体制未整備減算」については、（別紙8-3）「看護体制及びサテライト体制に係る届出書（看護小規模多機能型居宅介護事業所）」を添付させること。</p> <p>④ 「若年性認知症利用者受入加算」については、通所介護と同様であるので、7⑬を準用されたい。</p> <p>⑤ 「緊急時訪問看護加算」、「特別管理体制」及び「ターミナルケア体制」については、（別紙8）「緊急時（介護予防）訪問看護加算・特別管理体制・ターミナルケア体制に係る届出書」を添付させること。</p> <p>⑥ 「訪問体制強化加算」については、大臣基準告示第78号の2に該当する場合に「あり」と記載させること。</p> <p>⑦ 「総合マネジメント体制強化加算」については、大臣基準告示第79号に該当する場合に「あり」と記載させること。</p> <p>⑧ 「サービス提供体制強化加算」については、（別紙12-13）「サービス提供体制強化加算に関する届出書」を添付させること。</p> <p>⑨ 「介護職員処遇改善加算」については訪問介護と同様であるので、2⑧を準用されたい。</p> | <p>型サービス基準第171条に定める基準を満たさなくなった場合は、欠員該当職種を記載させること。</p> <p>② 「訪問看護体制減算」及び「訪問看護体制強化加算」については、（別紙8-3）「看護体制に係る届出書（看護小規模多機能型居宅介護事業所）」を添付させること。</p> <p>③ 「緊急時訪問看護加算」、「特別管理体制」及び「ターミナルケア体制」については、（別紙8-1）「緊急時訪問看護加算・特別管理体制・ターミナルケア体制に係る届出書」を添付させること。</p> <p>④ 「総合マネジメント体制強化加算」については、大臣基準告示第79号に該当する場合に「あり」と記載させること。</p> <p>⑤ 「サービス提供体制強化加算」については、（別紙12-13）「サービス提供体制強化加算に関する届出書」を添付させること。</p> <p>⑥ 「介護職員処遇改善加算」については訪問介護と同様であるので、2⑦を準用されたい。</p> |
| <p>50 複合型サービス（看護小規模多機能型居宅介護・短期利用型）</p> <p>① 「施設等の区分」については、複合型サービス（看護小規模多機能型居宅介護）と同様であるので、49①を準用されたい</p> <p>② 「職員の欠員による減算の状況」については、複合型サービス（看護小規模多機能型居宅介護）と同様であるので、49②を</p> | <p>47 複合型サービス（看護小規模多機能型居宅介護・短期利用型）</p> <p>① 「職員の欠員による減算の状況」については、複合型サービス（看護小規模多機能型居宅介護）と同様であるので、45①を準用されたい。</p> <p>② 「サービス提供体制強化加算」については、（別紙12-13）</p> |

- 指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準、指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準、指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準、指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準、指定介護予防支援に要する費用の額の算定に関する基準、指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準及び指定地域密着型介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う介護給付費算定に係る体制等に関する届出等における留意点について（平成12年3月8日老企第41号 厚生省老人保健福祉局企画課長通知）

傍線の部分は改正部分

- 準用されたい。
- ③ 「サービス提供体制強化加算」については、（別紙12—13）「サービス提供体制強化加算に関する届出書」の添付は、49⑧で添付されていれば、不要である。
- ④ 「介護職員処遇改善加算」については訪問介護と同様であるので、2⑧を準用されたい。
- 51 介護予防認知症対応型通所介護
- ① 「施設等の区分」については、認知症対応型通所介護と同様であるため、41①を準用されたい。
- ② 「時間延長サービス体制」については、通所介護と同様であるため、7③を準用されたい。
- ③ 「職員の欠員による減算の状況」については、単独型・併設型においては、指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第36号。以下「指定地域密着型介護予防サービス基準」という。）第5条、共用型については、第8条に定める基準を満たさなくなった場合は、欠員該当職種を記載させること。
なお、職員の欠員とは、指定認知症対応型通所介護の単位ごとの1月当たり職員数が当該基準に満たない場合をいう。
- ④ 「入浴介助体制」については、通所介護と同様であるので、7⑥を準用されたい。
- ⑤ 「生活機能向上連携加算」については、通所介護と同様であるので、7⑧を準用されたい。
- ⑥ 「個別機能訓練体制」については、認知症対応型通所介護と同様であるため、41⑥を準用されたい。
- ⑦ 「若年性認知症利用者受入加算」については、通所介護と同様であるので、7⑬を準用されたい。
- ⑧ 「栄養改善体制」については、地域密着型介護予防サービス介護給付費単位数表注8に該当する場合に「あり」と記載させること。
- 「サービス提供体制強化加算に関する届出書」の添付は、45⑤で添付されていれば、不要である。
- ③ 「介護職員処遇改善加算」については訪問介護と同様であるので、2⑦を準用されたい。
- 48 介護予防認知症対応型通所介護
- ① 「施設等の区分」については、認知症対応型通所介護と同様であるため、38①を準用されたい。
- ② 「時間延長サービス体制」については、通所介護と同様であるため、6②を準用されたい。
- ③ 「個別機能訓練体制」については、認知症対応型通所介護と同様であるため、38③を準用されたい。
- ④ 「入浴介助体制」については、通所介護と同様であるので、6⑥を準用されたい。
- ⑤ 「栄養改善体制」については、地域密着型介護予防サービス介護給付費単位数表注7に該当する場合に「あり」と記載させること。
- ⑥ 「口腔機能向上体制」については、地域密着型介護予防サービス介護給付費単位数表注8に該当する場合に「あり」と記載させること。
- ⑦ 「職員の欠員による減算の状況」については、単独型・併設型においては、指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第36号。以下「指定地域密着型介護予防サービス基準」という。）第5条、グループホーム活用型については、第8条に定める基準を満たさなくなった場合は、欠員該当職種を記載させること。
なお、職員の欠員とは、指定認知症対応型通所介護の単位数ごとの1月当たり職員数が当該基準に満たない場合をいう。